

第107回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

会社の新株予約権等に関する事項
会計監査人の状況
会社の体制及び方針
連結株主資本等変動計算書
連結注記表
株主資本等変動計算書
個別注記表
(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

長瀬産業株式会社

本内容は、法令および当社定款第14条の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載することにより株主の皆様提供しております。

会社の新株予約権等に関する事項

- 1 当事業年度末日現在における当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- 2 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対して交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- 3 その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

会計監査人の状況

1 会計監査人の名称

E Y新日本有限責任監査法人

2 責任限定契約の内容の概要

当社は、会計監査人とは、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しておりません。

3 当連結会計年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額（百万円）
当社の公認会計士法第2条第1項の業務に係る会計監査人の報酬等の額	113
当社の上記以外の業務に係る会計監査人の報酬等の額	0
当社および当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	156

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当連結会計年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、社内関係部署、取締役および会計監査人等から会計監査人の報酬額の検討に必要な資料の提出を受け、併せて会計監査人から当連結会計年度における監査計画の概要、監査項目別の監査時間等について説明を受けるとともに、過年度の監査計画と実績の状況を確認した結果、会計監査人の報酬等は妥当であると判断し、会社法第399条第1項に基づき同意を行いました。

4 非監査業務の内容

非監査業務の内容は、海外における税務申告に伴う合意された手続業務であります。

5 当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の当社の重要な子会社の計算関係書類監査の状況

当社の重要な子会社のうち、海外現地法人のPrinova Group, LLC、長瀬（香港）有限公司およびNagase(Thailand)Co.,Ltd.ほか3社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

6 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、監査役会は、原則として、会計監査人の法令違反、会計監査人の適格性・独立性を害する事由の発生等により、会計監査人の職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、または監査の適正性を高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提案することをその方針といたします。

会社の体制及び方針

1 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の決議内容の概要

当社は、取締役会にて「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」いわゆる内部統制システム構築の基本方針を決議し、以下のように定めております。この基本方針に基づき、業務の適正性を確保していくとともに、会社を取り巻く環境の変化等を踏まえて、より一層適正にガバナンス体制の強化を実現するために、今後も不断に見直しを行い、継続的な改善を図ってまいります。

なお、当社は、内部統制システムの構築とその維持、改善を図るために内部統制委員会を設置しております。同委員会が、内部統制システムの基本方針の審議、内部統制システムで定められた体制の構築および運用のモニタリングを行います。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第4号）

- ① 長年に亘り掲げている経営理念にある「社会の構成員たることを自覚し、誠実に正道を歩む」のもと、コンプライアンス体制の整備及び維持を図るために、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、「コンプライアンス基本方針」を定め、グループ会社を含む全役員並びに全社員に「NAGASEグループコンプライアンス行動基準」に沿った企業活動を徹底させる体制としている。同委員会は、取締役及び社員等からなる委員で構成され、これらの委員は、リスクマネジメント及びコンプライアンスに関する一切の判断を行うほか、必要に応じて外部の専門家を起用して、法令定款違反行為を未然に防止している。
- ② 当社並びにグループ会社において、法令違反等の問題があると認識した場合、速やかに上司、関連部署に報告・連絡・相談のうえ、リスク・コンプライアンス委員会に報告し、同委員会は直ちに取締役会及び監査役（会）へ報告している。
- ③ リスク・コンプライアンス委員会は、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に違反し、当該違反等が放置され、または対応されないことを防止するため、内部通報制度により、グループ会社を含む役員もしくは社員等から直接通報・相談できる窓口を設定している。

- ④ 個別の事案については社内諸規程を定めており、専門的見地から適法性も含め多角的な審査のうえで意思決定している。
- ⑤ 当社監査室は内部監査規程に基づき、取締役及び使用人の職務の執行状況について内部監査を実施している。
- ⑥ グループ会社を含む役員及び社員等に対して、社外専門家等による講習会を実施する等の教育を通じて法令遵守に対する意識の向上を図り、経営理念の浸透に努めている。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（会社法施行規則第100条第1項第1号）

取締役の職務執行に係る情報は、社内諸規程に従って文書または電磁的に記録し、保存管理を行っている。取締役及び監査役はこれら文書等を常時閲覧できる体制としている。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（会社法施行規則第100条第1項第2号）

- ① 当社並びにグループ会社の損失の危険に関する包括的な管理を行う組織として、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、委員会の機能・権限を定め、役割と責任を明確にした体制を整備している。
- ② 当社並びにグループ各社の企業活動に関連する個々のリスクに関しては、それぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行っている。
- ③ 新たに生じたリスクについては、リスク・コンプライアンス委員会が速やかに対応責任部を定め、またグループ内での有事に際しての迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制の整備を行っている。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第3号）

- ① 取締役会を「経営方針・戦略の意思決定機関及び業務執行を監督する機関」として明確に位置付け、月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催している。
- ② 経営戦略や投資案件などの重要事項を審議し、経営の意思決定を支援するため、取締役会にて任命された執行役員で構成されるグループ経営会議を設置し、原則、月2回の定例開催を実施している。取締役および監査役は、グループ経営会議に出席することができることとしている。

- ③ 取締役会の決定に基づく業務執行に関しては、執行役員制度のもと、組織運営基本規程及び業務分掌において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続について定めている。
- (5) 株式会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第5号）
- ① 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制（会社法施行規則第100条第1項第5号イ）
- a. 当社とグループ会社間で、運営基準を定め、一定の事項についてはグループ会社での決定後に当社への承認または報告を求める体制としている。
- b. 財務報告の信頼性を一層高めるために、金融商品取引法を踏まえ、全社的な内部統制の状況や、財務諸表作成のプロセスについて文書化し、評価・改善を行う取り組みを連結ベースで進めている。
- ② 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制（会社法施行規則第100条第1項第5号ロ）
- 当社リスク・コンプライアンス委員会を核として、グループ全体のリスク管理を行い、その推進にかかわる課題、対応策を審議し、判断するとともに、グループ全体のコンプライアンスに係る重要事項等を審議し、判断を進めている。
- ③ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第5号ハ）
- a. 中期経営計画、年度予算制度に基づき、明確な目標を付与し、当社及びグループ各社の予算業績管理を実施している。
- b. 原則として当社からグループ会社へ役員を派遣し、業務の適正を確保している。
- ④ 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第5号ニ）
- a. 「NAGASEグループコンプライアンス行動基準」を周知教育することにより、グループ会社の役員及び社員に対して同基準に沿った企業活動を徹底させる体制としている。

- b. 当社監査室は内部監査規程に基づき、当社及び当社グループ会社の監査を実施している。
 - c. リスク・コンプライアンス委員会は、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に違反し、当該違反等が放置され、または対応されないことを防止するため、内部通報制度により、グループ会社を含む役員もしくは社員等から直接通報・相談できる窓口を設定している。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第1号）
監査役監査の実効性を確保するため、監査役の求めに応じて、監査役の職務を補助する使用人を設置している。当該使用人は監査室に所属している。
- (7) 前号の使用人の取締役からの独立性及び監査役の指示の実効性の確保に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第2号および第3号）
- ① 当該使用人の人事異動・評価等を行う場合は、予め監査役に相談し、その意見を求めている。
 - ② 当該使用人の人選及び監査役の補助業務に従事する時間等については十分配慮のうえ、当該使用人に対する指示の実効性を確保するよう努めている。
- (8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制（会社法施行規則第100条第3項第4号）
- ① 監査役が、取締役会等重要会議への出席や経営者との情報交換、稟議書・報告書等の閲覧を通じて、常時、当社並びにグループ会社の経営全般の状況を把握できる体制を整備している。
 - ② 次の事項については、当社並びにグループ会社の取締役及び社員等が個別に、またはリスク・コンプライアンス委員会から、速やかに監査役に報告する旨をリスク・コンプライアンス委員会規程に定めている。
 - i 取締役の職務執行に関しての不正行為、法令・定款に違反する等、コンプライアンス上の問題の発生・通報
 - ii 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実の発生・通報
 - iii 重要な情報開示事項の発生・通報

- (9) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制（会社法施行規則第100条第3項第5号）

当社監査役へのグループ会社取締役及び社員等からの直接の報告に対し、これらの報告をした者に不利益な取扱いを行うことを禁止し、グループに周知徹底するとともに、内部通報制度にもその旨を明記している。

- (10) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第6号）

監査役または監査役会が監査の実施のために、弁護士、公認会計士その他の社外の専門家に対して助言を求める、または調査、鑑定その他の事務を委託するなど所要の費用を請求するときは、当該請求に係る費用が監査役または監査役会の職務の執行に必要でないとする場合を除き、これを拒むことはできないものとしている。

- (11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第3項第7号）

- ① 監査役監査の重要性と有用性に対する認識・理解を図るため、監査役は代表取締役及び社外取締役との間で定期的に意見交換会を開催している。
- ② 監査役が監査職務を効率的・効果的に実施できるようにするために、会計監査人、監査室及び関係会社監査役は、緊密に連携し相互補完できる体制を整備している。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、内部統制システムの構築とその維持、改善を図るために、取締役および執行役員で構成される内部統制委員会を設置しており、同委員会にて内部統制の運用状況のモニタリングを行っております。

- ・取締役会を経営方針・戦略の意思決定機関および業務執行を監督する機関として位置付け、当期は16回開催しております。取締役会の決定に基づく業務執行に関しては、執行役員制度のもと、組織運営基本規程および業務分掌に沿って効率的に業務の執行を行っております。
- ・「グループ経営会議」は、取締役会で任命された執行役員で構成され、当期は23回開催し、経営戦略や投資案件等の重要事項を審議しております。

- ・当社は、「コンプライアンス基本方針」を制定し、「NAGASEグループコンプライアンス行動基準」に沿った企業活動を徹底しております。「リスク・コンプライアンス委員会」は、当期は3回開催し、グループ全体のコンプライアンスに係る重要事項の共有をおこない、課題に対する対応を協議しております。また、リスク・コンプライアンス委員会事務局は、月次の定例開催を実施し、リスク・コンプライアンス委員会で示された方針に基づいて、グループ全体のリスク管理体制の構築支援、法令遵守に対する啓蒙活動等の活動を行っております。また、個々のリスクに関して、それぞれ担当部署にて対応する体制を構築し、迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制の整備を図っております。活動計画および活動内容は、取締役会に報告しております。
- ・新型コロナウイルス感染症の対応については、経営危機管理規程に基づき、新型コロナウイルス緊急対策本部を設置し、グループ全体に適切な情報伝達を行い、社員の感染防止、リモートワーク対策等を適切に行っております。
- ・当社は内部通報制度により、国内外グループ内から直接通報・相談できる窓口を設置し、法令等違反行為の把握、未然防止に努めております。また、「コンプライアンス相談・通報窓口規則」を制定し、通報を行った者に不利益な取扱いを行うことがないように、グループに周知徹底しております。
- ・当社とグループ会社間で運営基準を定め、一定の事項についてはグループ会社での決定後に当社への承認または報告を求める体制とするとともに、原則として当社から役員を派遣し、業務の適正を確保する運用を実施しております。また、当社監査室は内部監査規程に基づき、当社および当社グループ会社の監査を適切に実施しております。
- ・財務報告の信頼性の観点においては、金融商品取引法を踏まえ、全社的な内部統制の状況や、財務諸表作成のプロセスについて文書化し、評価・改善を行う取り組みを連結ベースで行っております。
- ・監査役は、取締役会等の重要会議に出席するほか、代表取締役、社外取締役、会計監査人と定期的に意見交換を行っております。また、その他経営幹部、監査室、関係会社監査役との意見交換等についても適宜行っております。当社は、監査役が稟議書・報告書等の取締役の業務執行に係る情報を常時閲覧できるシステムを整備しており、監査役が当社ならびにグループ会社の経営全般の状況を把握できる体制を構築しております。監査役の職務を補助する使用人を監査室から選任しており、取締役からの独立性および監査役の指示の実効性は基本方針に従い確保されています。監査役または監査役会が監査の実施に要する費用に関しては、監査役会が監査計画に沿って予算化し、適正に運用しております。

2 剰余金の配当等の決定に関する方針

配当については収益力の向上と企業体質の充実強化を図りながら、連結業績および財務構造を勘案した継続的な増配を基本とし、連結キャッシュ・フローや投資状況を踏まえ実施いたします。

なお、自己株式の取得については、効率性を見据えながら機動的な実施を検討してまいります。

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(百万円未満切捨表示)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	9,699	10,646	265,920	△1,503	284,763
当期変動額					
剰余金の配当			△5,876		△5,876
親会社株主に帰属する 当期純利益			25,939		25,939
自己株式の取得				△6,006	△6,006
自己株式の処分		0		0	0
自己株式の消却		△0	△5,975	5,975	-
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動		△0			△0
連結範囲の変動		△6			△6
持分法適用範囲の変動			7		7
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	△6	14,094	△30	14,057
当期末残高	9,699	10,639	280,015	△1,534	298,820

	その他の包括利益累計額					非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換 算調整 勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	43,576	72	1,006	268	44,924	8,743	338,431
当期変動額							
剰余金の配当							△5,876
親会社株主に帰属する 当期純利益							25,939
自己株式の取得							△6,006
自己株式の処分							0
自己株式の消却							-
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動							△0
連結範囲の変動							△6
持分法適用範囲の変動							7
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△11,843	106	12,684	△430	516	2,086	2,603
当期変動額合計	△11,843	106	12,684	△430	516	2,086	16,661
当期末残高	31,732	178	13,690	△161	45,441	10,830	355,092

連結注記表

1 継続企業の前提に関する注記
該当事項はありません。

2 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社数 78社

主要会社名：ナガセテムテックス(株)、(株)林原、Prinova Group, LLC、
Nagase(Thailand)Co., Ltd.、長瀬(香港)有限公司

(2) 連結範囲の変更

(増加)

- ・PRINOVA GERMANY GMBH (新規設立)
- ・The Ingredient House, LLC (2021年10月1日に持分を取得したため)
- ・Lakeshore Technologies, LLC (2021年12月1日に持分を取得したため)

(減少)

- ・寿化成工業(株) (2021年7月1日に全株式を売却したため)
- ・MAGMA FLOORING, LLC (2021年12月31日に連結子会社であるINTERFACIAL CONSULTANTS, LLCを存続会社とする吸収合併により消滅したため)

(3) 主要な非連結子会社の名称等

長興(株)

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社(8社)はいずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)および利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

3 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用関連会社 23社

主要会社名：日精テクノロジー(株)、オー・ジー長瀬カラーケミカル(株)、
長瀬ランダウア(株)

(2) 持分法の適用範囲の変更

(減少)

- ・ Sanko Gosei Technology(Thailand)Ltd. (同社の新株発行増資の実施により、当社の持分比率が低下したため)
- ・ 広州倉敷化工製品有限公司 (2021年11月26日に出資金を売却したため)
- ・ 東洋佳嘉 (寧波) 海綿製品有限公司 (2022年3月31日に出資金を売却したため)

(3) 持分法を適用していない主要な非連結子会社および関連会社の名称等

非連結子会社 長興(株)

関連会社 長瀬欧積有色化学 (上海) 有限公司

(持分法を適用しない理由)

持分法を適用していない非連結子会社 (8社) および関連会社 (5社) は、当期純損益 (持分に見合う額) および利益剰余金 (持分に見合う額) 等が、いずれも連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためであります。

4 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、その決算日が連結決算日と異なる会社は34社であり、いずれも決算日は12月末日です。このうち11社については、連結決算日における仮決算に基づく計算書類により連結しております。また、23社については、当該会社の決算日現在の計算書類を使用しており、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

5 会計方針に関する注記

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

- ・ 市場価格のない株式等以外のもの

時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) を採用しております。

- ・ 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

② デリバティブ

時価法を採用しております。

③ 棚卸資産

主として移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、主な資産の耐用年数は以下の通りであります。

建物（附属設備を除く） 15～50年

機械装置 2～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、主な資産の耐用年数は以下の通りであります。

技術資産 13～17年

自社利用のソフトウェア 5年

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による繰入率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員への賞与の支払いに備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員への賞与の支払いに備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の連結会計年度に全額費用処理しております。

数理計算上の差異は、主にその発生時の翌連結会計年度に全額費用処理しております。

(5) 重要な収益および費用の計上基準

当社および連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容および当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

当社グループでは報告セグメントごとに商品および製品の販売を行っており、主として商品および製品を顧客に引き渡した時点で製品の所有に伴うリスクと経済価値が移転し、支払を受ける権利が確定するため、その時点で収益を認識しております。なお、一部の取引については、代理人業務を担う義務を負っております。取引の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

当社グループが当事者として取引を行っている場合には、顧客から受け取る対価の総額で収益を表示しており、当社グループが第三者のために代理人として取引を行っている場合には、顧客から受け取る対価の総額から第三者のために回収した金額を差し引いた手数料の純額で収益を表示しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

a. 為替予約

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務について、振当処理の要件を満たしている場合には、振当処理を採用しております。

b. 金利スワップ

特例処理の要件を満たしており、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

a. ヘッジ手段・・為替予約、外貨建預金および外貨建借入

ヘッジ対象・・外貨建金銭債権債務および外貨建予定取引

b. ヘッジ手段・・金利スワップ

ヘッジ対象・・借入金利息

③ ヘッジ方針

a. 輸出入取引に係る為替変動リスクを回避する目的で、外貨建の主として売掛金・買掛金について為替予約を行っております。なお、その実行と管理は内部管理規程に基づいており、為替予約は実需(外貨建売掛金・買掛金および成約高)の範囲内で行っております。

b. 借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップを行っております。なお、その実行と管理は内部管理規程に基づいており、金利スワップのヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

- a. ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。
- b. 金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、決算日における有効性の評価を省略しております。

(7) のれんの償却方法および償却期間

のれんは、計上後20年以内でその効果の発現する期間にわたり均等償却しております。ただし、発生金額が僅少な場合は発生時に償却することとしております。

(8) 連結納税制度の適用

当社および一部の連結子会社は、連結納税制度を適用しております。

6 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これに伴い、顧客との契約における当社の履行義務が、財又はサービスを他の当事者によって提供されるように手配する代理人としてのサービスであると判断される取引については、従来総額ベースで計上していた顧客への売上高とこれに対応する売上原価を相殺し、純額ベースで収益を計上することとしております。

この結果、売上高および売上原価は、当連結会計年度において、244,835百万円、それぞれ減少しております。なお、当連結会計年度において、売上総利益以下の各段階損益への影響はなく、また、純資産金額への影響もありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項および「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、当該会計基準等の適用が連結計算書類に与える影響はありません。また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

7 会計上の見積りに関する注記

(有形固定資産および無形固定資産の減損評価)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	72,554百万円
無形固定資産	65,070百万円
減損損失	2,974百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 金額の算出方法

固定資産については、キャッシュ・フローを生み出す最小単位にグルーピングし、減損の兆候の有無の判定を行い、兆候がある場合には、減損損失を認識するかどうかを判定のうえ、減損損失の測定を実施しております。

固定資産のグルーピングは、遊休資産については各物件を、事業用資産については主として会社単位もしくは工場単位をそれぞれ資産グループとしております。のれんについては、原則として関連する事業用資産を含むより大きな単位でグルーピングしております。

減損損失を認識するかどうかの判定に用いる割引前将来キャッシュ・フローは、将来の事業計画を基礎として主要な資産の経済的残存使用年数等を考慮して算出しております。

減損損失の測定は、当該資産または資産グループの回収可能価額を正味売却価値と使用価値のいずれか高い方として算出し、帳簿価額と回収可能価額の差額を当連結会計年度の減損損失として計上しております。使用価値の算定にあたって使用する割引率は、原則として貨幣の時間価値に当該事業のリスクを加味して設定しております。

② 金額の算出に用いた主要な仮定

将来の事業計画に含まれる売上高・売上原価の予測および使用価値の算定に使用する割引率であります。

③ 翌年度の連結計算書類に与える影響

各資産または資産グループの実際の損益が事業計画を下回った場合や将来の事業計画の前提となる仮定に重要な変化が生じた場合には回収可能価額が帳簿価額を下回り、翌連結会計年度において減損損失が発生する可能性があります。

8 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 104,387百万円
- (2) 現金及び預金50百万円について、仕入債務に係る質権を設定しております。
- (3) 保証債務
取引先等の銀行借入等に対する保証 111百万円
- (4) 輸出手形割引高 125百万円
- (5) 有形固定資産における国庫補助金の受入による圧縮記帳額は1,398百万円であり、連結貸借対照表上は、この圧縮記帳額を控除しております。

9 連結損益計算書に関する注記

研究開発費 5,539百万円

10 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数
普通株式 120,908,285株
- (2) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年6月23日 定時株主総会	普通株式	2,963	24.0	2021年3月31日	2021年6月24日
2021年11月4日 取締役会	普通株式	2,913	24.0	2021年9月30日	2021年12月6日

- (3) 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年6月20日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	3,600	30.0	2022年3月31日	2022年6月21日

11 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、余剰資金については安全性の高い短期の金融資産（元本確保）で運用し、また、資金調達については、短期資金は銀行借入およびコマーシャル・ペーパーで調達、長期資金は銀行借入および社債で調達する方針であります。デリバティブは外貨建債権債務の為替変動リスクと借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、内部信用格付制度に基づき取引先毎に販売限度額を定めると同時に、期日管理・残高管理を行っております。取引先の信用状態については最低でも1年に一度見直しを行い、販売限度額の更新を行う体制にしております。

外貨建の営業債権、外貨建の営業債務については、債権、債務ともに先物為替予約を利用して為替リスクをヘッジしております。ただし、売側買側ともに同じ外貨での取引についてはネットしたポジションについてのみ先物為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に業務上関係を有する企業の株式であり、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、営業取引および財務取引の状況を勘案して保有状況を随時見直しております。

短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金および社債は主に設備投資および出融資に係る資金調達です。変動金利の借入金は金利の変動リスクに晒されていますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、外貨建の債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、資金収支バランスを把握し、手許流動性を売上高の半月分相当以上に維持すること等により管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、現金は注記を省略しており、預金、短期借入金、1年以内返済予定の長期借入金、コマーシャル・ペーパー、1年内償還予定の社債については、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
① 受取手形及び売掛金	289,862	289,862	—
② 投資有価証券 その他有価証券	60,511	60,511	—
③ 支払手形及び買掛金	149,036	149,036	—
④ 社債	20,000	19,820	(180)
⑤ 長期借入金	28,244	27,992	(251)
⑥ デリバティブ取引(※)	191	191	—

(※) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合には、()で示しております。

(注) 市場価格のない株式等は「②投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表価額は次のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式等	6,071
子会社株式および関連会社株式	9,017

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
投資有価証券 その他有価証券 株式	60,511	—	—	60,511
デリバティブ取引 為替予約	—	191	—	191

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
受取手形及び売掛金	—	289,862	—	289,862
支払手形及び買掛金	—	149,036	—	149,036
社債	—	19,820	—	19,820
長期借入金	—	27,992	—	27,992

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

受取手形及び売掛金

受取手形及び売掛金の時価については、一定の期間ごとに区分した債権ごとに債権額を満期までの期間を加味した利率により割り引いた現在価値で算定しており、レベル2の時価に分類しております。

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1に分類しております。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている売掛金および買掛金と一体となって処理されているため、その時価は、当該売掛金および買掛金の時価に含めて記載しております。

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金基金の時価に含めて記載しております。

支払手形及び買掛金

支払手形及び買掛金の時価については、一定期間ごとに区分した債務ごとに債務額を満期までの期間を加味した利率により割り引いた現在価値で算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債

当社の発行する社債の時価は、相場価格に基づき算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値にて算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

12 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度における当社グループの売上高は、主に顧客との契約から認識された収益であり、各報告セグメントの売上高を地域別に分解した場合の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	報告セグメント					その他 (注)3	合計	構成 比率 (%)
	機能素材	加工材料	電子・ エネルギー	モビリティ	生活関連			
日本	40,971	69,123	50,640	31,555	57,825	244	250,360	32.1
グレートチャ イナ	11,987	117,092	54,354	30,534	3,594	-	217,562	27.9
アセアン	26,580	58,949	7,267	29,416	3,493	-	125,707	16.1
米州	16,703	6,172	5,221	10,249	79,243	-	117,589	15.1
欧州	2,634	4,598	4,071	1,466	47,083	-	59,855	7.7
その他	996	1,347	6,575	167	394	-	9,481	1.1
顧客との契約か ら生じる収益	99,874	257,283	128,131	103,389	191,634	244	780,557	100.0
外部顧客への売 上高	99,874	257,283	128,131	103,389	191,634	244	780,557	100.0

(注) 1. 売上高は当社および連結子会社の所在地を基礎として、国または地域別に表示しております。

2. 日本以外の区分に属する主な国または地域

- (1) グレートチャイナ・・・中国、香港、台湾
- (2) アセアン・・・タイ、ベトナム、シンガポール
- (3) 米州・・・米国、メキシコ
- (4) 欧州・・・英国、ドイツ
- (5) その他・・・韓国

3. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、情報処理サービス、職能サービス等を含んでおります。

(2) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約残高

当連結会計年度における当社および連結子会社における契約残高の内訳は以下のとおりであります。連結貸借対照表上、顧客との契約から生じた債権は「受取手形及び売掛金」に、契約負債は「その他流動負債」に含めております。なお、契約資産の金額に重要性はありません。また、契約負債の期首残高は期末までに収益に振り替えられており、翌連結会計年度以降に繰り越される金額に重要性はありません。

	連結貸借対照表計上額（百万円）
顧客との契約から生じた債権	289,862
契約負債	3,789

② 残存履行義務に配分した取引価格

個別の予想契約期間が1年を超える取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約に関し、取引価格に含まれていない重要な対価はありません。

13 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 2,868円22銭
(2) 1株当たり当期純利益 213円46銭

14 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

15 その他の注記

(法人税および地方法人税の会計処理またはこれらに関する税効果会計の処理)

当社および一部の連結子会社は従来連結納税制度を適用しておりましたが、当連結会計年度中にグループ通算制度を適用しない旨の届出書を提出したことにより翌連結会計年度から単体納税制度に移行することとなりました。これに伴い、法人税および地方法人税に係る税効果会計については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に基づき、翌連結会計年度より単体納税制度を適用することを前提として会計処理および開示を行っております。

なお、法人税および地方法人税に関する会計処理および開示については、当連結会計年度においては連結納税制度が適用されていることから、「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その1)」(実務対応報告第5号 2018年2月16日)および「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その2)」(実務対応報告第7号 2018年2月16日)に従っております。

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(百万円未満切捨表示)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計
					圧縮記帳 積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	9,699	9,634	0	9,634	2,424	2,259	95,510	54,569	154,763
当期変動額									
別途積立金の積立							69	△69	－
圧縮記帳積立金の取崩						△187		187	－
剰余金の配当								△5,876	△5,876
当期純利益								12,981	12,981
自己株式の取得									
自己株式の処分			0	0					
自己株式の消却			△0	△0				△5,975	△5,975
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	－	－	△0	△0	－	△187	69	1,247	1,129
当期末残高	9,699	9,634	－	9,634	2,424	2,071	95,579	55,816	155,892

	株主資本			評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株 主 資 本 合 計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等 合計		
当期首残高	△1,503	172,594	42,854	83	42,937	215,532	
当期変動額							
別途積立金の積立		－				－	
圧縮記帳積立金の取崩		－				－	
剰余金の配当		△5,876				△5,876	
当期純利益		12,981				12,981	
自己株式の取得	△6,006	△6,006				△6,006	
自己株式の処分	0	0				0	
自己株式の消却	5,975	－				－	
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			△11,881	101	△11,780	△11,780	
当期変動額合計	△30	1,098	△11,881	101	△11,780	△10,682	
当期末残高	△1,534	173,693	30,972	184	31,157	204,850	

個別注記表

1 継続企業の前提に関する注記
該当事項はありません。

2 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

a. 子会社株式および関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

b. その他有価証券

i. 市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

ii. 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

② デリバティブ

時価法を採用しております。

③ 棚卸資産

移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、主な資産の耐用年数については、以下の通りであります。

建物（附属設備を除く） 23～50年

機械装置 2～17年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、主な資産の耐用年数については、以下の通りであります。

自社利用分のソフトウェア 5年

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による繰入率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員への賞与の支払いに備えるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

過去勤務費用は、その発生時の事業年度に全額費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時の翌事業年度に全額費用処理しております。

なお、未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

④ 債務保証損失引当金

関係会社等に対する債務保証に係る損失に備えるため、被保証先の財政状態等を勘案の上、損失負担見込額を計上しております。

(4) 収益および費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容および当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

当社では報告セグメントごとに商品および製品の販売を行っており、主として商品および製品を顧客に引き渡した時点で製品の所有に伴うリスクと経済価値が移転し、支払を受ける権利が確定するため、その時点で収益を認識しております。なお、一部の取引については、代理人業務を担う義務を負っております。取引の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

当社が当事者として取引を行っている場合には、顧客から受け取る対価の総額で収益を表示しており、当社が第三者のために代理人として取引を行っている場合には、顧客から受け取る対価の総額から第三者のために回収した金額を差し引いた手数料の純額で収益を表示しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 繰延資産の処理の方法

社債発行費……支出時に全額費用処理しております。

② ヘッジ会計の方法

a. ヘッジ会計の方法

i. 為替予約

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務について振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を採用しております。

ii. 金利スワップ

特例処理の要件を満たしており、特例処理を採用しております。

b. ヘッジ手段とヘッジ対象

i. ヘッジ手段…… 為替予約、外貨建預金および外貨建借入

ヘッジ対象…… 外貨建金銭債権債務および外貨建予定取引

ii. ヘッジ手段…… 金利スワップ

ヘッジ対象…… 借入金利息

c. ヘッジ方針

i. 輸出入取引に係る為替変動リスクを回避する目的で、外貨建の主として売掛金・買掛金について為替予約を行っております。なお、その実行と管理は内部管理規程に基づいており、為替予約は実需（外貨建売掛金・買掛金および成約高）の範囲内で行っております。

ii. 借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップを行っております。なお、その実行と管理は内部管理規程に基づいており、金利スワップのヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

d. ヘッジ有効性評価の方法

i. ヘッジ開始時から有効性評価時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

ii. 金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、決算日における有効性の評価を省略しております。

③ 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

3 計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これに伴い、顧客との契約における当社の履行義務が、財又はサービスを他の当事者によって提供されるように手配する代理人としてのサービスであると判断される取引については、従来総額ベースで計上していた顧客への売上高とこれに対応する売上原価を相殺し、純額ベースで収益を計上することとしております。

この結果、売上高および売上原価は、当事業年度において238,258百万円、それぞれ減少しております。なお、当事業年度において、売上総利益以下の各段階損益への影響はなく、また、純資産金額への影響もありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項および「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、当該会計基準等の適用が計算書類に与える影響はありません。

4 会計上の見積りに関する注記

(関係会社株式の評価)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式	102,834百万円
関係会社株式評価損	2,840百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 金額の算出方法

当社の保有する関係会社株式は全て市場価格のない株式のため、取得価額をもって貸借対照表価額とし、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは減損処理を行っております。

実質価額は原則として当該株式の発行会社の純資産額を基礎としますが、これに超過収益力等を反映させる場合があります。超過収益力等は、株式取得時の当該関係会社の純資産価値と実際の取得価額の差額を基礎として算出しますが、当初計画とその後の業績の乖離等から超過収益力等が毀損していると判断した部分については実質価額の算定に含めておりません。

また、実質価額が著しく下落している場合であっても、実行可能で合理的な事業計画等により将来の回復可能性を裏付けることができる場合には、減損処理を行わない場合があります。

② 金額の算出に用いた主要な仮定

各関係会社の事業計画に含まれる売上高・売上原価の予測であります。

③ 翌年度の計算書類に与える影響

各関係会社の実際の損益が見積りを下回った場合や将来事業計画の前提となる仮定に重要な変化があった場合には、翌事業年度に減損処理を行う可能性があります。

5 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	18,346百万円
(2) 保証債務	
関係会社の銀行借入等に対する保証	48,379百万円
(3) 輸出手形割引高	125百万円
(4) 関係会社に対する金銭債権債務（区分掲記したものを除く）	
短期金銭債権	65,433百万円
短期金銭債務	49,712百万円
(5) 有形固定資産（建物、工具、器具及び備品）における国庫補助金の受入による圧縮記帳額は71百万円であり、貸借対照表上は、この圧縮記帳額を控除しております。	

6 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
売上高	110,145百万円
仕入高	34,316百万円
販売費及び一般管理費	7,381百万円
営業取引以外の取引高	11,549百万円

7 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表5 会計方針に関する注記(5)重要な収益および費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

8 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数	881,767株
--------------------	----------

9 税効果会計に関する注記

(繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳)

繰延税金資産の発生の主な原因は、退職給付引当金の否認額および賞与引当金の否認額等であり、評価性引当額を控除しております。繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金等であります。

(法人税および地方法人税の会計処理またはこれらに関する税効果会計の会計処理)

当社は従来連結納税制度を適用しておりましたが、当事業年度中にグループ通算制度を適用しない旨の届出書を提出したことにより翌事業年度から単体納税制度に移行することとなりました。これに伴い、法人税および地方法人税に係る税効果会計については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に基づき、翌事業年度より単体納税制度を適用することを前提として会計処理および開示を行っております。

なお、法人税および地方法人税に関する会計処理および開示については、当事業年度においては連結納税制度が適用されていることから、「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その1)」(実務対応報告第5号 2018年2月16日)および「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その2)」(実務対応報告第7号 2018年2月16日)に従っております。

10 関連当事者との取引に関する注記
 子会社および関連会社等

属性	会社等の名称	主要な事業内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
				役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	Nagase Holdings America Corporation	地域経営管理、投資・資産管理、プロフェッショナルサービス提供	直接 100.0	兼任 2名 出向 1名	債務の保証	資金の預り	—	預り金	2,869
			間接 —			債務の保証	5,507	—	—
子会社	Prinova Group, LLC	食品素材等の販売、加工、および最終製品の受託製造	直接 — 間接 93.3	兼任 2名	商品の販売、製品の仕入、資金の貸付	資金の貸付	—	短期貸付金	33,290
子会社	(株)林原	食品原料、医薬品原料、化粧品原料、健康食品原料、機能性色素の開発・製造・販売	直接 100.0	兼任 3名	商品の販売、製品の仕入、建物の賃貸、資金の貸付	製品の仕入	4,347	買掛金	975
			間接 —			資金の貸付	1,800	短期貸付金	5,640
							長期貸付金	9,800	
子会社	ナガセケムテックス(株)	エポキシ樹脂、酵素製剤、化学工業製品の製造	直接 100.0	兼任 4名	商品の販売、製品の仕入、建物の賃貸	商品の販売	665	売掛金	1,815
			間接 —			製品の仕入	11,006	買掛金	6,268
						受取配当金	2,107	—	—
						資金の預り	—	預り金	4,295
子会社	東拓工業(株)	合成樹脂製品等の製造・販売	直接 100.0 間接 —	兼任 4名 出向 1名 転籍 1名	建物の賃貸	資金の預り	—	預り金	5,721
子会社	広州長瀬貿易有限公司	輸出入、仲介貿易、市場開発、情報収集	直接 —	兼任 1名 出向 3名	商品の仕入販売、債務の保証	商品の販売	3,069	売掛金	752
			間接 100.0			債務の保証	4,956	—	—
子会社	上海華長貿易有限公司	合成樹脂販売およびその関連製品販売	直接 16.2	兼任 3名 出向 1名	商品の仕入販売、債務の保証	商品の販売	1,125	売掛金	380
			間接 53.8			債務の保証	6,497	—	—
子会社	ナガセプラス チックス(株)	合成樹脂製品等の販売	直接 100.0	兼任 2名 転籍 3名	商品の仕入販売、建物の賃貸	商品の販売	1,395	売掛金	8,360
			間接 —			資金の預り	—	預り金	1,096

属性	会社等の名称	主要な事業内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)	
				役員の兼任等	事業上の関係					
子会社	ナガセケミカル(株)	塗料原料、染料、化学工業薬品、製紙用化学品、合成樹脂等の販売	直接	100.0	兼任 3名 転籍 1名	商品の仕入販売、建物の賃貸	商品の販売	5,269	売掛金	14,409
			間接	—			資金の預り	—	預り金	2,654
子会社	セツナン化成(株)	合成樹脂の着色・加工・販売	直接	100.0	兼任 2名	商品の販売、製品の仕入、建物の賃貸、資金の貸付、債務の保証	資金の貸付	—	短期貸付金	440
			間接	—			関係会社貸倒引当金戻入	551	貸倒引当金	3,474
子会社	上海長瀬貿易有限公司	輸出入、仲介貿易、市場開発、情報収集	直接	—	兼任 1名 出向 1名	商品の仕入販売、債務の保証	商品の販売	20,426	売掛金	4,987
			間接	100.0			商品の仕入	5,598	買掛金	1,099
子会社	Nagase Vietnam Co., Ltd.	輸出入、仲介貿易、市場開発、情報収集	直接	100.0	兼任 1名 出向 3名	商品の仕入販売、債務の保証	商品の販売	3,698	売掛金	1,146
			間接	—			債務の保証	5,312	—	—

- (注) 1. 商品の仕入、販売および製品の仕入についての取引条件ないし取引条件の決定方針等については、一般取引と同様に決定しております。
2. 資金の預り・資金の貸付は、当社グループ・キャッシュマネジメントシステムによるもので、市場金利を勘案した合理的な利率によっております。なお、日次で反復的に行う参加会社間の資金貸借取引については、取引金額を記載しておりません。
3. 債務保証は、外部金融機関からの事業資金の借入に係る保証であり、「取引金額」は2022年3月末残高であります。

11 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,706円71銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 106円83銭 |

12 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。